

日医工MPI行政情報

<https://www.nichiiko.co.jp/stu-ge/>

医療機関の 「ゴールデンウィークの対応」について

参考資料

本年4月27日から5月6日までの10連休等の長期連休における診療報酬等の取扱いについて

日医工株式会社社長室 MPIグループ

作成：（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第4828 長岡俊広

資料No.20190422-1002

本資料は、2019年4月17日の情報に基づき、日医工（株）MPIグループが編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

本年4月27日から5月6日までの10連休等の 長期連休における診療報酬等の取り扱いについて



10連休における医療提供体制の確保については、必要な医療が提供できるよう、地域の実情に応じて必要かつ十分な医療機関、薬局等が対応できる体制を構築することとされているが…

診療報酬等の取扱いについては、

“従前のとおり”

4月27日は通常の土曜日としての取り扱い。休日加算の対象となる休日ではない。休日の対象となるのは4月28日～5月6日まで

厚生労働省課長通知本年4月27日から5月6日までの10連休等の
長期連休における診療報酬等の取扱いについて より

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

厚生労働省保険局医療課長
（公 印 省 略）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（公 印 省 略）

本年4月27日から5月6日までの10連休等の
長期連休における診療報酬等の取扱いについて

昨年12月14日に「天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律」（平成30

調剤報酬の 時間外・休日・深夜 加算

保険薬局の**時間外**などに、処方せんを受け付けて調剤をした場合に所定点数を加算する

名称	要件	点数
時間外加算	開局時間外で概ね 6:00～8:00と18:00～22:00 休日以外の届け出た休局日	100/100
休日加算	日・祝日、12月29日～1月3日	140/100
深夜加算	22:00～6:00	200/100
専ら夜間における救急医療のための保険薬局 (一般的に深夜を除く時間外となる時間帯)		100/100

0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
深夜						時間外	通常										時間外				深夜			

調剤基本料

調剤料

×該当する加算率（小数点以下は四捨五入）

調剤報酬の 夜間・休日等加算

当該保険薬局が表示する**開局時間内**の時間において調剤を行った場合は、夜間・休日等加算として算定する

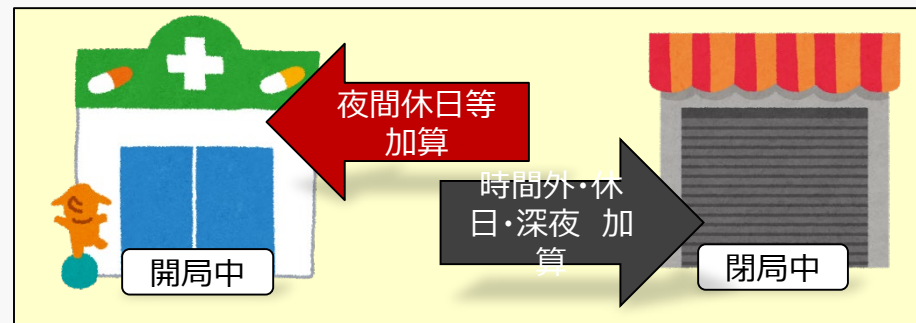
名称	要件	点数
夜間・休日等加算	(処方せん受付1回につき) 平日:0:00~8:00、19:00~24:00 土曜日:0:00~8:00、13:00~24:00 及び休日で、薬局が表示する開局時間内に調剤を行った場合に算定	40点

[算定要件]

開局時間を分かりやすい場所に掲示していること



医療機関と保険薬局で1時間のタイムラグがあるのは、時間外加算時間帯直前に受診した患者が、保険薬局へ行く時間を考慮したものと考えられる



	0時	1時	2時	3時	4時	5時	6時	7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時	20時	21時	22時	23時	24時
平日																									
土曜日																									

処方箋の有効期間 等

処方箋の有効期間は変更できる！

6「処方箋の使用期間」欄について

診療録・処方せん- 7

(1) 交付の日を含めて4日以内の場合は、記載する必要がないこと。

(2) 患者の長期の旅行等特殊の事情があると認められる場合に、交付の日を含めて3日以内又は**交付の日を含めて4日を超えた日より調剤を受ける必要がある場合には、年月日を記載すること。**
この場合において、当該処方せんは当該年月日の当日まで有効であること。

処 方 せ ん									
(この処方せんは、どの保険薬局でも有効です。)									
公費負担者番号		保 険 者 番 号							
公費負担医療の受給者番号		被保険者証・被保険者手帳の記号・番号							
氏 名		保険医療機関の所在地及び名称							
生年月日		男・女		電 話 番 号					
区 分		被保険者		被扶養者		保 険 医 氏 名			
交付年月日		平成 年 月 日		処方せんの使用期間		平成 年 月 日			
変更不可		個々の処方箋について、後発医薬品には、「変更不可」欄に「レ」又は「X」を記載し、「保険医署名」欄に署名又は捺印すること。							
保険医署名		「変更不可」欄に「レ」又は「X」を記載した場合は、署名又は捺印を要すること。							
保険薬局が調剤時に残薬を確認した場合の対応（特に指示がある場合は「レ」又は「X」を記載すること。） ☐ 保険医療機関へ延薬照会した上で調剤 ☐ 保険医療機関へ情報提供									
調剤済年月日		平成 年 月 日		公費負担者番号					
保険薬局の所在地及び名称		公費負担医療の受給者番号							

処方せんの使用期間	平成 年 月 日	特に記載のある場合を除き、交付の日を含めて4日以内に保険薬局に提出すること。
-----------	----------	--

例) 令和元年 5月8日

参考資料

「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について

ゴールデンウィーク中の、薬局の加算点数と処方箋の有効期間には要注意！

普段の開局時間外に対応した場合は、時間外・休日・深夜加算の対象になります。処方箋の有効期間も特殊事情で医師が期日を指定すれば期間が延びます。

医療機関の診療報酬

「初診料」「再診料」「外来診療料」

の休日についても暦通りの取り扱いとなります

4月27日→土曜日としての対応

4月28日～5月6日は休日としての対応

